

## ■ 羽田地区不法係留船に対する簡易代執行について

平成 18 年 9 月 28 日～10 月 18 日

京浜河川事務所は、平成 18 年 9 月 28 日～10 月 18 日にかけて、多摩川水系多摩川左岸 1.5k～2.4k 付近（大田区羽田 6 丁目～3 丁目地先）の河川区域内において、権原を有する者（以下「所有者等」という。）を確知することができなかった船舶について、河川法第 75 条第 3 項に基づく公告を行い、同公告の措置の期限までに撤去されなかった船舶 44 隻について、撤去を実施しました。



H18 簡易代執行のようす

なお、撤去後、河川法第 75 条第 5 項の規定に基づき、返還のための公示を行います。

### 撤去した船舶の処理方針について

- (1) 東京都大田区羽田空港 2 丁目及び神奈川県川崎市川崎区大師河原 1 丁目地先において、河川法第 75 条第 4 項の規定に基づき、保管します。
- (2) 河川法第 75 条第 6 項の規定において、公示後、3 ヶ月経過しても返還することができない場合において、船舶の評価額に比して、保管に不相当な費用を要するときは、当該船舶を売却し、売却代金を保管することができることと定められていることから、保管後、船舶の鑑定評価を行い、その結果によっては、売却手続きを取る予定です。
- (3) 船舶の評価額が保管費用を負担するに相当な場合は、6 ヶ月間保管します。  
6 ヶ月間保管経過後は、河川法第 75 条第 10 項の規定に基づき、撤去物件の所有権が国に帰属することから、その後河川管理者が処分を行います。

(1) なお、撤去物件については、所有者等が返還を求めた場合、所有者であることが証明されれば、河川法施行令第 39 条の 7 の規定に基づき受領書と引き替えに返還致しますが、河川法第 75 条第 9 項の規定に基づき、所有者には費用請求を行うこととなります。